

○岡崎市社会教育委員に関する条例

昭和25年 2月 8日

条例第 3号

改正 昭和30年 4月 1日 条例第15号

昭和31年10月 1日 条例第42号

(岡崎市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例附則第 3項)

昭和32年 4月 1日 条例第14号

昭和34年 7月10日 条例第19号

(岡崎市職員等の旅費に関する条例の制定に伴う関係条例の整理に関する条例第 3条)

〔題名改正〕

昭和54年 3月26日 条例第24号

平成25年12月25日 条例第30号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第18条の規定に基づき、社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、20人以内とする。

(委員の構成)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募した市民

(委員の任期等)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(教育委員会への委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会

が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和30年4月1日条例第15号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

附 則(昭和31年10月1日条例第42号抄)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、別表中教育委員会委員に係る部分を除き、昭和31年9月1日から適用する。

附 則(昭和32年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和34年7月10日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年3月26日条例第24号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月25日条例第30号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。